

【追加】令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について (第5報)

株式会社WOWOW（本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員 田中 晃、以下「WOWOW」）は、令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法が適用された地域のご加入者、代理店に対して、被災に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設置し、お客様の便宜を図ることを決定いたしました。専用フリーダイヤルの番号は以下の通りです。

被災を原因とする視聴不能など、WOWOWのお客様からのご質問に対応いたします。

0120-814-619（受付時間：9:00-20:00／無休）

内閣府が8月9日に追加で発表した、災害救助法の適用地域は以下の通りです。

【青森県】

弘前市（ひろさきし）、五所川原市（ごしょがわらし）、つがる市（つがるし）、平川市（ひらかわし）、東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち）、西津軽郡鱒ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち）、西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）、中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら）、南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち）、南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち）、南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら）、北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）、北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）、北津軽郡中泊町（きたつがるぐんなかどまりまち）

※これまでに災害救助法の適用が発表された地域は下記の通りです。

【山形県】

米沢市（よねざわし）、寒河江市（さがえし）、長井市（ながいし）、南陽市（なんようし）、西村山郡大江町（にしむらやまぐんおおえまち）、東置賜郡高畠町（ひがしおきたまぐんたかはたまち）、東置賜郡川西町（ひがしおきたまぐんかわにしまち）、西置賜郡小国町（にしおきたまぐんおぐにまち）、西置賜郡白鷹町（にしおきたまぐんしらたかまち）、西置賜郡飯豊町（にしおきたまぐんいいでまち）

【新潟県】

村上市（むらかみし）、胎内市（たいないし）、岩船郡関川村（いわふねぐんせきかわむら）

【石川県】

金沢市（かなざわし）、小松市（こまつし）、白山市（はくさんし）、加賀市（かがし）、
能美市（のみし）、野々市市（ののいちし）、能美郡川北町（のみぐんかわきたまち）

【福井県】

南条郡南越前町（なんじょうぐんみなみえちぜんちょう）

被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、被災された地域の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

以上

報道関連・IR関連のお問い合わせ

人事総務局広報・IR部 TEL:03-4330-8080

E-mail:corp.support@wowow.co.jp